

1. 件名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設の
設計及び工事の計画の変更について（行政相談）

2. 日時

令和3年10月21日（木）16時30分～17時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
有田安全審査官、内海安全審査専門職、吉村技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：第4次設工認申請に係る行政相談について

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それでは定刻になりましたので、
0:00:06	面談を開始したいと思います。本日の面談は、株式会社グローバルニュークリアフュエルジャパンから今後申請予定している施工認申請書の文書構成等につきまして、行政相談があり、面談を実施するものでございます。それでは事業者の方から、
0:00:23	資料につきまして、簡単に御説明のほうをお願いいたします。
0:00:28	GNFLイソペでございます。それでは、来より設工認申請に係る行政相談についてということで御説明いたします。まず初めにですけれども、新規制の設工認申請として、次に、議題 4 時の申請を予定しております。
0:00:49	当社第三次設工認申請からですね 1 年以上が経過しております、その間に加工規則の改正等変化がございますので、今回準備しております申請書のですね。
0:01:06	構成や新たに加えました添付書類について、そういうものが適切であるかということについて、行政相談をさせていただきたいと思って考えております。
0:01:17	すでにの申請の概要でございますが、これは次のページの表 1 にまとめしておりますけれども、今般は、輸送容器を貯蔵する建物等とその内部の貯蔵施設を主たる申請対象としてございます。
0:01:35	三番が、従来の申請から追加変更した項目及び行政相談の内容ということで最後の表の 2 のところにまとめてございます。
0:01:47	これがですね
0:01:49	当社のこれまでの申請一緒の内容から他社の先行の審査の状況等を見て追加。
0:02:00	下の部分でございます、一番右側の確認したい内容というところに、①から④まで示させていただいてるところがですね、時従来から主に追加した部分となっております。
0:02:16	ここにそれぞれ記載したような内容のうち、追加の添付書類等を今準備してるところですけれども、十分性といいますか、そういうことについてご相談させ指定させていただきたいと考えております。
0:02:34	簡単ですけれども説明は以上です。
0:02:42	規制庁トミス御説明ありがとうございました。
0:02:46	それでは慶長の方から
0:02:50	先行他社の審査の状況、審査の経験等を踏まえて申請で、
0:02:57	申請時に考慮していただきたい事項を伝えたいと思います。
0:03:05	規制庁積み数で割ってまたができて、私の方から順に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:10	申請で考慮していただく申請時に考慮していただきたい事項につきまして順に申し上げようと思います。
0:03:17	まず経営基本的には
0:03:22	ホームページ等で公開している、まず先行他社の事例理由等南つつ、各聞いていただきたいんですけども。
0:03:29	まず、
0:03:30	安全機能を有する施設ですけれども、これ
0:03:35	基本的には様々な施設ということを申請対象としていると思いますけれども、その施設ごとに管理番号を付与していただきまして、
0:03:46	これはの安全機能の一覧の盤方ということでスカイプの設備ごと、個別に盤をとって管理をしていきたいと考えております。
0:03:55	これにつきましては、先行例の仕様表ですとか、申請の際初めのほうに書いてある申請対象施設の一覧とかにも記載がございますけれども、
0:04:07	使用表と接工認の申請対象の申請状況一覧表、それから、
0:04:14	建物構築物及び設備機器等技術基準に対する設計との対応表、
0:04:19	それから技術基準規則への適合状況の説明資料等全般に当たりまして、申請書全般にわたりまして、管理番号を超える共通の管理版を用いてどの設備を当社花申請の
0:04:35	そいで記載しているのかっていうところをしっかりと
0:04:38	間違えないようにわかるように管理をしている番号を付与して管理してきていただきたいと考えておりますが、まずそれが1点目です。
0:04:47	2点目としまして、
0:04:49	この安全機能を有する施設で、例えばその事業評価と名称が施工2で違うものがある場合につきましては、
0:04:57	それを一覧表対比表を作りまして、しっかりと許可等施行人の設備のポンプ繋がりにってものを一覧表をつかって作成していただきたいと思いますのでまたそこを一覧表に合わせて当然ですけど先ほど申し上げました。
0:05:12	管理番号しかつけて、同設備がどうなどの名前でもう管理されているのかってことがわかるように申請書をつかっていきたいと思います。
0:05:21	で、
0:05:23	3点目ですけれども、技術基準に対する設計の基本設計内容の記載につきましては、これも設計番号というものをとっていただいて、
0:05:32	記載いただければと思います。例えばこれ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	また、他者他社の先行他社の事例とかの仕様表の中とかを見ていただくと、各条文ごとに番号を付与して設計番号を付与して管理してますので、そこら辺をちょっと参考いただきたいんですけども。
0:05:51	これにつきましては使用表を先ほど申し上げた使用表と建物構築物及び設備機器の基準で技術基準に大差設計等の対応表ですとか
0:06:01	あとは技術基準規則の適用状況とかいろいろな資料ございません。そこも
0:06:06	管理番号と同様にすねこっちの設計番号のほうにつきましても、しっかりたら統一的に管理して、
0:06:12	記載いただければと思います。とりあえずここで聞きますけれども、時NS&でいかがでしょうか。
0:06:21	規制庁座ですけど、すいませんつうちちょっと追加でお伝えしますけれども、まず初めの管理番号を安全機能を有する施設で管理番号っていうのは、すでに
0:06:38	GNF10 では 30 まで、
0:06:42	設工認の申請が進んで認可がさっきまで終わっててっていう状況は分かるんですけども、試験炉のほう等ですね、不備が来漏れだとかですねそういうもののことがないようにということで、
0:07:00	加工性ウラン加工施設へ行くと三菱が事業許可のときに、安全機能を有する施設というのをきちんと整理をして番号取ってるところからスタートしたところではあるんですけども、取り事業所のほうもですね。
0:07:17	今一度許可等見てですねきちんと整理したっていうところで番号をつけて整理をした。これは最終的には最後に漏れないということをお互いに確認するためのものもあるので、
0:07:31	ちょっと今まで人化が進んでると航路等の記載との関係をどうするかっていうところもあるんですけども、1 度許可をですね全部見ていただいて、整理を
0:07:46	まずは等していただきたいと持ってる状況です。
0:07:52	それをですね。
0:07:54	熊取の
0:07:58	8 月 23 日に出された申請書でいくと。
0:08:03	2465 ページをちょっと見ていただきたいんですけど。
0:08:18	見ておりますので熊取の場合はこういう整理になってます三菱の場合はまたちょっと別の表だったりもするんですけども、熊取の場合はですね。
0:08:34	管理番号の土地の間にありますけれども、当時UFJの方がまずどうなのかっていうところでまず熊取の場合は、許可の設備名称と設工認で取り扱う設備名称が、
0:08:49	結構違うっていう状況がありまして、まずその精査から始まっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	その中、これはそういう対比表になってますけれども、それでその中に管理番号っていうのをいれてその上で時彼らの場合はこれもいずれやらなければいけないというのでこの表の中にですね。
0:09:12	どこのタイミングで出てくるんだっていうところを整理しているっていうものですので、ですので、このタイミングできちんとかういう整理をしてくださいっていうことです。
0:09:27	まず1点はそういうところですね。で、これはいろいろなところにコアのこの番号が出てきますので、先ほどウツミが言った仕様表であったりとか、
0:09:42	あとですね。設工認の申請状況一覧高齢はあ、
0:09:51	生徒ですね、ちょっとちょっと待ってくださいね。
0:09:55	2416が違うのは、2000円。
0:10:00	2589ページを開いていただいて、
0:10:05	これ技術基準の設計に対する技術基準に対する対応表というようなところですけども、主要表もそうですし、こういうところにも、管理番号一番最初のところに出てきますし、
0:10:23	あとですね、海に線路、
0:10:29	142ページ、ここには出てくるところ1642ページ。
0:10:38	ここには出てこないですね。
0:10:45	出てこないな。管理番号をつけていただいた上で結構いろんな場合の申請書の中で出て番号管理結局することになってそれに付随して
0:10:57	いろいろな表で、こう出てくるというような状況になります。
0:11:02	ですので、システムをまず一旦整理をしていただいてどういう状況かっていうのと、今までの申請の状況もあるので、どういうふうにつけるのかっていうのをまず検討いただきたいっていうのが1点目です。
0:11:18	熊取の場合はですね、1g申請の時の途中で最初はついてなかったんですけども、途中で整理をしてつけたっていうところなので、認可してしまったものの後につけるといふのが初めてなのかも初めてな状況ですかね。
0:11:37	この後倒壊なんかそういう状況になっていくと思いますけれども、原燃工のですね。
0:11:42	そういうところが同じような位置付けです。まず管理番号については以上です。
0:11:51	16条イソベです。まず管理番号の件については承知いたしました。
0:12:01	他社さんがですね一時申請の途中から番号をつけられているというのも確認しまして、しております。先ほどご紹介いただきましたですね、2465ページの表、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:16	というのは我々も
0:12:18	管理番号は入ってないですけども申請設備の一覧表ということで、すでにこれまでの申請書にも添付してあります。
0:12:30	ので。それは許可での設備名称との対応という形で、あと何時設工認で申請するかというような表をすでにありますのでこれに管理番号をつけていくという形で再度
0:12:47	検討したいと思います。なのでここについてはですね
0:12:52	認可済みの設備にも含めた一覧表になっておりますので、その整理番号のつけ方としては、
0:12:59	認可次のものを含めて
0:13:05	番号振っていけるかなというふうに今考えてございます。いずれにしても、検査の検討といいますか対応いたします。
0:13:16	以上です。規制庁座ですそうですか高校の今言われた表がついているのであれば、番号とりあえずまずは振っていただいて、どうなるのかっていうのを見た上で、あとはあれですね今後申請の予定の丸々だとかそういうところもついているということでした。
0:13:36	脚注にすでにもう終わってしまっているものとかは飛ばすとかですね、何か説明をいただくかなんかをしてうまく記載をとりあえずまずは考えていただければと思います。ルール、
0:13:51	あとですね今話した中ですとこの表があるということは、GNF自衛もう熊取と同じで、許可の設備名称と設工認の説明書が異なるものが多数存在するという理解でよろしいですかね。
0:14:09	JFイソベベースのですね、我々の場合は、
0:14:14	比較的差は小さいという状態の許可との許可と設工認における設備名称の違いはそれほど多くはなかったのですが 30 までの申請審査の段階でやはり、
0:14:31	他社さんと同様にピシッ比較横並びで並べてみるのは必要だからというようなコメントもいただいてそういう表は、すでに添付しているという状態です。少ないと
0:14:46	それらの許可の名称と異なるのかというのはありますんで、そういう比較は必要かなと考えてます。
0:14:54	規制庁座です。はい。そうしましたらそのところは対応お願いしますっていうところと、あと 1 点 3 点目でウツミが言いました設計番号なんですけれども、
0:15:09	これもやっぱり認可済みのところとの関係はあると思うんですけれども、系統設計番号で管理していただいたほうがすぐにも見て、通す対象設備は違うにしてもですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:26	すでにすでに見ているものというところが明確になっていけばですね、我々のほうの確認もスムーズにいきますので、このところも管理番号設備の管理番号と同じなんですけれども、
0:15:41	こういう管理をしていただいたほうが助かりますということです、これって技術基準の中でですね一つの技術基準に対してその設計版をいくつかとラットられていくということになりますので、
0:15:56	技術基準の一覧のところもですね、より高校の各設計番号でこう分かれていくというような流れになっていきますけれども、それも新たにこう出てくる設計なのかもう従前に類似設備でできる設計なのかっていうところも、
0:16:13	明確にわかりますので、国交のところもちょっと検討いただきたいということです。
0:16:23	ここまでが今ウツミが言ったところまでで何かありましたらお願いします。
0:16:30	GNFjイソベです三番目の設計番号につきましても、他社さんでそういう番号が振ってあるというのは認識しておりますので、我々も番号つけるように
0:16:43	これから作業をしていきたいと思います。ただし、こちらは
0:16:47	小田さんがおっしゃったようなどっ認可済みのところはちょっと工夫が要ると思います。いずれにしても検討いたします。
0:16:56	以上です。
0:16:59	はい。規制庁差ですよろしく申し上げます。お願いします。で、認可済みのところもすでに番号書いていないけれどももう記載がありますってというような状況ですので、そのところでオーバー番号をつけて管理にしますという位置付けにさせていただければいいだけの話だと思っておりますので、
0:17:19	それもつけた上で、どこかにきちんと説明があればいいかなというふうには思っています。とりあえず見せ方も含めて検討いただければと思います。
0:17:29	じゃあ、続けていきたいと思います。
0:17:36	規制庁ウツミですけども、ちょっと続けさせていただきますのちょっと説明ナカノメイト中ちょっといろいろかぶるところもあるかもしれないですけども、ちょっとそこは御容赦いただければと思います。
0:17:45	続きますが、まず
0:17:49	施工認知の前等各施設におけるその許可との対応に関する説明ですね、ところではですね、これ例えばちょっとMNFの第7時の
0:18:01	第2回目の補正申請書をちょっとベースに説明していさせていただきますけども、例えば、MNF第7条のところだと2404ページに気味な同様の記載があるんですけども、事業許可の記載と対比する場合はですねその事業許可の記載の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:17	がどこにあるのかっていうところを明確に書いていただきたいと基本的には本文のどこかというところ等添付のどこにありますかって言うところの記載を表であらわしつけ明示していただきたいというところですので、
0:18:31	これにつきましては、最終の 6 時申請文化登録申請において一時から 60 までのこの
0:18:40	すべてのこの
0:18:41	分割申請対応というものを改めて説明いただくっていうところが必要がありますので、ここら辺をちょっとあらかじめ整理していただいて、現時点で整理していただいて申請書添付するほうがよろしいかなと考えております。
0:18:56	続きますが、次に事業許可の記載に対する
0:19:01	施工に申請対象の施工にC施工に申請対象の施工にへの対応状況に係る説明でこれあの表形式のところだと思いますけれども、
0:19:11	ここにおきましてはこれ分解能GNFさんがやって分割しようとしてると、トータルの第一次が第 6 次までのすべての分割申請に対する予定っていうものを
0:19:22	トータルで記載いただきたいと思います。これMNFの第 7 次だと。
0:19:28	2450 ページ、ここには同様のものがありますのでそこら辺を参照いただければと思います。
0:19:35	続かちょっとお待ちください。
0:19:40	学校でといった若干追加しますと、
0:19:47	先に言ったあれですね加工事業許可からのその反映箇所というのが、これ最終的にはですね三菱のほうは許可申請書を
0:20:02	設工認側 0 担保する設工認側に反映するものと、保安規定側に反映するものというところで、すべてマーキングした上で、これを抽出してますっていうので、漏れがないというような状況の仮定を説明していただいているところです。最終段階ですね。
0:20:21	熊取のほうも今これをまきに出そうとしているところで、当ですので、いずれやらなければいけないでも抜けがあると最後のところでまた戻らなきゃいけないというところがあるので、このタイミングで設工認側保安規定側っていうようなところをきちんと
0:20:40	許可申請書を整理した上で、
0:20:46	添付してくださいっていうところですね、当行これもですね。熊取の場合は先ほど言いましたけれども、その 2416 ページ見ていただくと、
0:20:59	表ですね表形式になっていて、申請書の記載を抜き出したところがあって、該当ページがあって、どこの申請で出てくるのかというような構成になっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:16	それと、本当もう一つウツミのほうで言った各施設でどうのような一時から 6 時のどこに出てくるのっていうところもですね、ちょっと三菱投票が違いますけれども、
0:21:37	熊取の場合も先ほど言ったところですね、管理番号をつけたところで、この表にどのタイミングで出てくるのかっていうのが、熊取の場合は 2465 ページのところで見えるようになっていると。
0:21:57	というようなところですよ。表の形式が違いますけれども、MNFもうNFI熊取も同じような対応をされているという状況ですのでちょっと参考にさせていただければと思います。ここで 1 回切りたいと思います。
0:22:16	はい。GNFイソベでございます。まず許可との対応の確認の表ですね。熊取さんので言うと 2416 ページと三菱さん流体 2404 ページとこれはですね。
0:22:33	今回同様の整理を準備しておりますして許可で約束している設計をこのように、このように抜き取って、それが何次申請で設計が出てくるかっていう表は、
0:22:50	準備しているんですけども、評価申請書のどこに書いてあるかっていうところまで今、整理しきれてないので、ここは他社さんのを参考にして、もう一度整理をいたします。
0:23:05	申請計画のほうは先ほどの熊取さんでいうと 2465 ページの表ということで、これは先ほど申しましたように類似のものはすでにありますんで、先ほどいただいたコメントなどを追加するというようなことで、
0:23:25	準備をしていきたいと考えます。以上です。
0:23:32	規制庁つ店よろしくお願ひします。では続きますが、
0:23:36	先ほどとちょっと同じページ、ページというか、MNFではkm7 時では 2150 ページ、熊取で熊取最新だと 2465 ページのところですけども、関連の表ですけども。
0:23:52	ここで先ほど 1 から 6 時で独自のご予定を記載お願ひしますというところで申し上げましたが、ここ合わせですね変更区分、具体的には改造するのか変更なしなのかということもあと親切なのかということですね、ここら辺も併せて施設ごとに
0:24:08	記載をいただきたいと思ってます。
0:24:11	これにつきましては本申請の一覧とかですね仕様表自体、あとはこの表等、
0:24:17	あと技術基準に対する設計の対応表他の関連の表にも同様にですね、この健康区分っていうのは記載いただきたいなと考えております。
0:24:29	続けますが、
0:24:32	先行の例えばMNFではですね 27902791 ページなどを参照いただければと思いますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	建物につきまして、各部位の有する安全機能一覧というのを作成しておりますので、こちらについても選考のMNF等も参照していただいて同様の資料をつけていただければと思います。これにつきましては建物名称とか会議階層とか境界位置、
0:25:03	とかV材質、主な寸法図番号と工場の内容は、それから各技術基準の要求を該当するものにこれはあの表で㊟丸とか丸などを付けておまして、
0:25:17	表を作ってますのでこちら辺の使い方っていうのは、先ほど申しましたMfだと279911 ページなどの表使い方っていうのは、参照いただいて、同様な形でAと同じような表をつけていただければと。
0:25:32	考えております。
0:25:34	1 款ここで切りたいと思いますがいかがでしょうか。
0:25:39	はい、GNFJイソベでございます。まず申請計画等に変更区分を書くということで、これ承知いたしましたので。
0:25:52	今準備している。
0:25:54	同様の表には多分ついてないと思いますので検討いたします。
0:26:00	それと、
0:26:02	建物の安全機能の部位ごとの一覧表ですね、これについては準備いたします。
0:26:08	以上です。
0:26:10	オザワですけれども、若干補足しますと、三菱であれば、2738 ページを見ていただくと、ここで変更区分の定義っていうものを、がなされていますので、
0:26:26	このところの定義を参考にして区分分けをしてくださいっていう。考えてくださいっていうところですね、熊取でいけば、2589 ページのですね、この表の中に盛り込んでいるっていうような形になってます技術基準の適合の
0:26:46	一覧のところの上のところですね、区分分けの説明があるって同様のところになってると思いますけれども内容はですね。
0:26:55	そういうところを参考にですね、まず区分分けお願いしますというところとですね。
0:27:03	あと建物のところは準備されてますっていうところでしたので、まずは潜航三菱の量を 1000 参考にしながらですね、まずは申請いただいて、
0:27:20	確認させていただきたいと思っておりますですね、このところも当課ベームだとかいう方とかそれぞれに対して、
0:27:33	丸印のその付け方が何種類があったりしてですね、その意味合いをこう分けてこう書いていたりっていうようなところもありますので、それは帳票の前の方の御説明がついていたりとかいうところがございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:50	そういうところですね、きちんと対応していただければと思います。
0:27:56	例えば、熊取であれば 2622 ページを見ていただくと、建物の各部位に対する安全機能という一覧の前にですね、各技術基準に対して、どういう記号がけがされてるのかっていうところの説明があります。
0:28:16	同様の観点で整理がつくと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。
0:28:24	それでは続けたいと思います。
0:28:30	規制庁ウツミ数では続けさせていただきます。3 点ほど待つちよっと続けますけども、また先ほどの議論で出てきMNFですと 2739 ページですけども、建物構築物及び設備機器等、技術基準。
0:28:48	に対する設計等の対応表をですね、ここにつきましては最初のほうで出ました設計番号をつけて、設計番号ごとに分割して記載をしていただく記載するっていう形で図を作っていたいただければと思います。
0:29:01	またですねMNFのやつを参考にを見ていただければと特に問題ないんですけども、外部事象とかに係る事実所記載ではですねこれ自然災害とか人為って形の大分類でまとめるのではなくてですね、
0:29:17	技術基準の項目であるの竜巻型の航空機落下火災とかそういった事細かいとこまで行け記載していただいて、それに対応をせず、その中で記載いただければと思います。
0:29:29	続きますが、
0:29:31	事業許可の説明からの変更点に関わる説明とかはの説明書ですねにつきましてですねまた項目で、これ技術、
0:29:43	許可基準の項目、それから臨界防止とか外部衝撃などで分けた項目で二つ目として事業許可の記載内容、これは基本方針と基本設計のところですよ。それから
0:29:58	実際のこの申請いただく。
0:30:01	申請書における設計、詳細設計等、事業許可との整合性っていう形の三つを大きな分類として許可から変更点に係る説明を作っていたらたくて、
0:30:14	具体的にはMNFの第 7 次ですと、
0:30:17	2444 ページとかですね後消火器とかで 2449 ページになるんですけど、そういったところの記載ちょっと参照いただいて事業許可との変更に係る説明っていうのは、説明書を作っていたらたくたいと思っております。
0:30:32	ここからの特にですね成功の申請書における記載内容につきましては、これらの詳細設計であることっていうのをしっかりと説明をしていただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:43	レイワの変更に関する説明ではですね許可との整合性というところをしっかりと主張して説明をいただきたいと思ってます。
0:30:52	また説明文におきましてはですね。
0:30:55	詳細設計の結果変更するっていうことで主旨がしっかりとわかるような文章で記載いただいて
0:31:01	単なるその許可の変更ではないですよ、しっかりと施工認での詳細設計の結果、こうなってますよというところがしっかりと読み取れるような文章で記載いただければと思ってます。
0:31:14	続きますが、
0:31:17	新制度の申請する施設の技術基準適合性例御説明をする表ですね、これ先ほど 50AですけどもMNFで不等第 2 回補正申請書の 2739 ページが該当しますが、
0:31:32	ここのこういった表をつける際はですね技術企画課、すみませんと事業許可で別途約束した事項っていうのも、
0:31:39	しっかりと欄をつくって丸とかをつけていただきたいと思ってます。2739 ページのMNFのほうの申請書を見ていただければ右端のほうに、
0:31:52	あると思うんですけども、許可で約束した事項ですね例えば具体的な例を挙げますと、GNFでさんですと、
0:31:59	事業備考の事業許可の添 5-83 で約束したこのさらなる安全裕度向上策、これはF3 竜巻の関連ですけども、こういったところと該当しますので、他社さん、MNFとかの例を三つとですねそういった
0:32:15	約束事項についても、この表でしっかりと記載いただければと思ってます、とりあえずここで一旦切ろうと思います。
0:32:30	はい。10 年内イソベでございます。承知いたしました。
0:32:35	まずですね。
0:32:38	そっか、
0:32:40	設計バンカーの
0:32:43	安全機能の一覧表に設計番号を振る後株事象については、個別の
0:32:50	事象ごとに
0:32:52	星取表のようにするとしていくということですね。はい。
0:32:58	あと
0:33:01	技術基準の適合一覧で許可で約束した事項
0:33:05	というものに対する適合性の判定安定欄を設けると、今、多分当社の表はついていないと思いますんでつけるようにいたします。
0:33:17	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:18	あとすみません所からの変更点の整理の仕方については、先行の申請書を見て参考にしてどう変えていきたいと考えます。以上です。
0:33:33	はい。規制庁座です。最後に言っていた許可からの変更点なんですけれども、まずこのところまず基本的に局からの変更点はないっていうのが東三あってはいけないっていうことなんですけれども、何でそういうのが発生するかというと、
0:33:49	例えば消火器であれば消防法に基づいて設置するって許可で約束したのに対して、実際は、さらにプラスアルファで保守的につけますよっていうようなものであったりとか、先行例を見るとですね、例えば遮へいで。
0:34:06	遮へいの計算をするときに概略の寸法で当遮へい計算していたところをいう詳細設計になりますので、より精緻なところでやった見直しですよとかですね、そういうたぐいのものを
0:34:21	となると思いますけれども、このところっての許可からの変更点というところは我々のほうよりきちんと見ますので、ほかのところ見ないというわけじゃないですけれども、このところだけ詳細な説明をきちんと説明をしていただくようにお願いします。
0:34:39	で、事業者の選考の事業者の記載を見れば、許可での規制がどうなっていたのか。ええと設工認での規制がどうなっていたのかっていうのがかなり詳細に書かれていますので、そういうレベルで記載をしていただくようにお願いします。
0:34:57	それとあと1点ちょっと気になるのが最後のところの
0:35:02	あれでしたらタップ許可で約束した事項っていうところを例えば竜巻でF3 竜巻の対応っていうのは、技術基準内の花反応度の中で出てくる話ではなくって、
0:35:18	その許可でさらなる裕度っていうようなところで保守的に見に約束を採取した事項であったりするので、そのところを、従前のところで、どのようなところに記載していたかっていうのがちょっと気になるところではあります。
0:35:34	これ使用表の、ここで言ってるのは使用表とかにもありますので使用表も技術基準従事順番通りの記載になっていて、これ他社のはですねだAF1については、ギアの技術基準の
0:35:50	なんかあの設計基準の中の話ですので、当竜巻であればその外部事象のところに記載されるんですけど、F3 対応っていうのはその記載ではなくて、その他っていうところのに入れていると。
0:36:06	いうようなところですね耐震の上乗せのさらなる裕度で確認したところとかもそういうところになりますけれども、ちょっと一時から30までの記載も風向踏まえてですね1度ちょっと見ていただいた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	記載を検討していただいた上でですね、ちょっと相談が必要ということであればまた別途相談していただければと思います。申請いただいた後でもかま構わないと思いますので、
0:36:37	申請いただいた後のほうがいいということですかね。そういうところはちょっと懸念はしてますよってところです。以上です。
0:36:47	はいJFイソベでございます。今最後にコメントいただいた件なんですけども、当社一次設工認例建物の申請をしていたんですけども、そのときの記載ぶりはですね。
0:37:02	使用表のほうは、その他事業許可で求めるしようという欄に当地震であれば
0:37:11	技術基準の要求を超える範囲とか、F3 竜巻とか、当社の場合、津波がありますんで、
0:37:19	自治体の予測を超える津波とか、そういう評価設計に対してはその他事業許可で求める仕様のところに書いてあります。
0:37:28	ただ先ほど整理されてないと思うしたのは
0:37:32	あと添付書類のほうで、保守とり表にまとめている技術的の適合性の表があるんですけど、そこではですね、やってないですね。
0:37:43	その他事業許可で求める資料に対する適合性の確認という欄がなくて、外的事象の中であわせて説明しているような感じになっているというのが1次申請の状況でしたので、次はもう少し明確に分けるようにいたします。
0:38:04	以上です。はい、規制庁座でそう願います。そのような方向で願います。設計番号の管理棟というところでもう全部とそこも含めてですねそういう設計番号管理すればそういう対応になっていくのかなとは思ってますけれども、
0:38:21	よろしく願います値は続けたいと思います。
0:38:29	来規制庁ウツミです。ちょっと続けさせていただきます。私から残り3点です。
0:38:38	各技術基準の条文に対する適合性の説明ですねこれはMNF台なしですと、
0:38:44	2798 ページ以降に記載がございますけれども、同様の記載重たくいただきさえ答申書にべき記載いただきますがそこではですね個別の説明ではなくて、各建物ですねご第貯蔵棟とかそういう分類で、
0:38:59	各
0:39:01	加工施設の区分ですねこれは
0:39:03	許可許可基準規則のほうでは分類から李までの整形とか化学処理とかそういった部分ですけど、そういった区分に対する適合性っていうところを記載いただければと思いますが、詳しいことはMNFの2798 ページを参考にさせていただければ大丈夫だと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	続きますが、
0:39:25	基本方針書後ろにつけた基本方針書ですね、その記載例すけども、
0:39:31	今回の申請対象と一応予定の内容の予定からすると、あと例えば臨界防止、
0:39:40	地盤地震による損傷の防止津波損傷防止低位株初期のところ、それから、火災爆発物と閉じ込め内部火災とかもいろいろありますけれども、そういった一覧が見つければ基本方針書でしっかりと記載いただきたいというのと、
0:39:57	例えばそのインターロックだとかあればそれも該当するので、基本方針書を添付していただければと思いますがこれもMNFの 2737 ページにMMFの申請で作って一覧／基本方針の一覧がありまして、どういったものを競合事象を付けるべきかがわかってもらってほめてもらってほしいです。
0:40:15	確認せして待つかつけていただければいいので。それを確認した上で、基本方針書何が必要かっていうところをしっかりと考えて、
0:40:23	先生申請書添付いただければと思います。
0:40:27	また最後これはあまり内容的なところじゃないですけども申請書につける図表につきましてはこれ不明瞭なものがあるとき。
0:40:37	受け取れませんので、しっかりと中身の読める図表っていうのはしっかりつけていただければと他社の事例で汚い図表で見えないので、戻される事例がありましたのでまあそういったところをしっかりと気をつけて申請書のほうを作ってくださいと思いますけど私から以上です。
0:40:57	GNFJイソベでございます。招致いたしました。
0:41:03	技術基準適合性の説明、一章はですね。
0:41:08	これまでも
0:41:11	大まかなてるんですけど、フォーマット自体は大体、他社さんと同じような記載になってたと思いますが再度確認いたします。
0:41:20	基本方針書とすべき設計の内容についても、それから 3 のものを、もう一度確認いたします。
0:41:28	図表の明瞭性については承知いたしました。以上です。
0:41:36	そうしましたら、基本方針相で耐震を事例にちょっとヨシムラの方から少しお話しさせていただきたいと思います。
0:41:51	規制庁の吉村です。
0:41:54	ちょっといわゆる添付説明書にあたるいわゆる基本方針書ですね、ちょっとこれを耐震特に主に中心となる設備キー。
0:42:08	耐震設計に関わる基本方針書、
0:42:12	これについて
0:42:16	ちょっと説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	ちょっとまず全般的にですね、お伝えしたいのはこれは昨年の9月に
0:42:28	いわゆる審査と使用前確認等の今回いただいた資料にも書いてますが、進め方ってというのがでて、
0:42:37	1ひとつ一番
0:42:40	その中でも大きく変わってるのが、の耐震設計に関する
0:42:45	説明の仕方が大きく変わっていわゆる
0:42:51	基本、内容的には基本方針書という形ものを充実させていただいて、
0:42:57	重大EM載せていた耐震計算書の添付は求めないのご存知の通りだと思いますけど、これ非常に大きなこの間ですね。
0:43:11	この1年の間で変わったところです。それで
0:43:15	これは前回説明か改定が行われた直後に、
0:43:22	関係する事業者さん5つめた説明会。
0:43:27	開いたと思いますが相当ときにも説明してますが、
0:43:32	計算書はつけなくても、計算結果の
0:43:37	一覧表を提示していただくということをお願いしています。
0:43:42	これに基づいてその後
0:43:46	MNFさんとかNFIさんでいろいろ、これに沿ったものを出していただいて審査を
0:43:54	行ってますので、これに基づいてちょっと留意していただきたい点を
0:44:02	今からお伝えしたいと思います。
0:44:07	まずですね、
0:44:09	基本方針書には、
0:44:12	先ほどの進め新しい進め方にも、
0:44:17	注書きで書かれてるよういわゆる設計方針が基本仕様とか性能工数設置場所基本図面、
0:44:26	こういったものも教職方針書のほうに、
0:44:29	反映していただくことになる。
0:44:32	あるんですがただ後、
0:44:34	このうち基本仕様とか性の個数、
0:44:38	設置場所基本図面等については、添付資料ではなくて、当然本文の
0:44:44	方にいわゆる主要表をととか関係する図面という形で本文のほうについてますのでこれは説明会でも言いましたように、改めてつけていただくのではなくて、
0:44:59	この基本方針書の中で、
0:45:04	こういったものが本文の主要表とか関係図面、
0:45:09	で読めばその関係性を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:12	基本仕様書の方に基本方針書の方にわかるように利用していただいて、ましよう表土が完結の番号とかいう形で猶予していただければいいと思います。
0:45:25	この医業濃縮方としては、
0:45:29	これは若干
0:45:31	事業者さんと違うんですけど、大体先ほど言いました計算結果の一覧表っていうのを、
0:45:39	今回つけていただくことになりますので、その中には核不足し、耐震計算対象の機器なり、
0:45:48	一番いい名称等があって結果載ってますが、
0:45:53	基本的な我々のほうとしてはその内容はこの
0:45:59	審査されている主要表とか関係図面をに基づいてチェックしますので、
0:46:05	一番表の
0:46:10	兵庫で各団がつくられてますがこの欄の中に入れていただいて、
0:46:18	形が一番わかりやすいかと思います。
0:46:22	これについては例えばNFINFIさんの一覧表を見ていただければ。
0:46:29	この個別の出で参るかもしれませんが商標とか、基本図面は、
0:46:35	一覧表の中で対応がわかるように成り立ってますのでこういった形を参考にさせていただければと思います。
0:46:43	それから基本方針書の構成なんですけど、
0:46:50	これは大きく分けると、建物構築物等の設備機器、
0:46:57	これについては他社さんと大体個別に基本方針書を作っていただけてます。
0:47:05	したがいまして
0:47:07	拒んでも結構なんですけど、個別に救っていただくと。
0:47:11	地盤については特に個別個別につくっていただく必要はないと思いますが、これは
0:47:18	当然建物構築物に関連してますので、そちらのほうに入れていただいてもいいし、
0:47:24	もしくはMNFさんなんかは、当然最初に全施設の全般的な
0:47:32	ものを出してますまあそういったところの
0:47:34	建築建物構築物レター施設全般、
0:47:38	的なものを構成として作るのであればそちらの中に入れていただいても構いません。大きくは建物等設備で分けて作成いただきたいということです。
0:47:53	それからこの基本方針書先ほど言いましたように設計方針をまず最初に、
0:47:58	最低いただくんですが、この項目については、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:05	項目の構成的にはMSさんとかNFI熊取の公開版で申請書出てますのでこれを見ていただければわかりますのでこれを参照して作っていただければと思います。大体共通的で重要度分類とか地震力とか、耐震設計方法
0:48:25	というものが大体作られてます。
0:48:29	それはそちらを参照して項目を内容を検討していただければと思います。
0:48:35	で、1点注意していただきたいのは
0:48:41	耐震評価で用いてますですね、例えばアンカーボルトとか材料、
0:48:47	これ覆う申請した。
0:48:50	時機の機器なり何かボルトの9を限界値をどういう値を使ったのかというのは具体的な数値をいずれのケースにおいても提示していただいています。
0:49:02	その許容限界の引用先はどこなのかと。
0:49:07	これは当然
0:49:12	馬券定期的なものでチェックしますので、そのベースになりますので、この数値が何なのかということを具体的に提示していただきたいと思います。
0:49:24	それがちょっと説明。
0:49:26	それでしたがその結果一覧表で出していただく。
0:49:34	大きくは多分見られてると思いますが、大体部材の部分とアンカーボルトの部分について最大値を示していただくという形になりますが、具体的な数値ではなくてこれは検定比
0:49:48	を持って説明していただいて変わりません。逆にそのかわりに許容限界値を出していただくと。
0:49:55	ということをお願いしたいと思います。
0:50:00	それでは続けても、まち利点を申しますが、ここ今回の申請であるかどうかはわかりませんが、あのダクト類とか配管類の申請がおそらく
0:50:13	今後も含めてあると思いますので、こういったものについては評価の方法、
0:50:21	それから、いわゆる一般的な設備機器、
0:50:25	いいとは異なりますので、これは設備機器の
0:50:31	更新とはまた個別に
0:50:34	だと。
0:50:36	また区と配管また違いますので、ダクトと配管の
0:50:40	基本方針書を作成いただきたいと思います。
0:50:47	それからですね、大体そういうところに注意していただければと思います。あとは
0:50:55	計算結果の取り扱いで、
0:51:00	そうですね計算結果の一覧表をですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:04	対象機器っていうのは、これは一応原則としては、第1類及び第2類の機器、
0:51:12	2項aと記載していただくと、これは従来と同じでも第3類の機器については特に求めていませんが、
0:51:21	それでは第3類の機器でも、
0:51:25	波及的影響の関係ですね、例えば第1類の地震力で評価するといったような一類と3データリレーの場合ケースもありますが、そういったものについては
0:51:40	3類の機器であっても計算結果の一覧表につけていただけたことにしております。
0:51:47	そういった回答があればつけていただきたいと思います。
0:51:53	あと
0:51:56	ちょっと基本設計方針書とかがちょっと変わりますが先ほど技術基準への適合状況の説明っていうのがありましたこれは当然その中に五条で地盤とか地震とかいう
0:52:12	ありますがこれについて、また他社さんの見られるときにちょっと注意していただきたいというのが申し上げておきますと、
0:52:22	内容的にかなりこれ事業者さんに言って濃淡があるんで、できるだけ規則の要求事項に対して、
0:52:30	具体的に設計でどうやどういう対応してるのかということになるべく丁寧に
0:52:35	書いていただきたいと思います。そういった面で言うと、MNFの
0:52:42	技術基準への適合の記載の名程度っていうのをなるべく参考にさせていただいて、あまりNFIのほうは、
0:52:52	ちょっと
0:52:53	よりもこちらのほうを記載の程度という意味ではよく見ていただければと思います。
0:53:03	で、特にやめていただきたいのは規則のオウム返しのような書き方を対応で書かれるのはやめてできるだけ具体的な設計内容に記載していただければと思います。
0:53:15	大体耐震関係については以上です。
0:53:22	はい、JAなくちゃイソべてございます。
0:53:25	いろいろありがとうございます。
0:53:31	今コメントいただいた内容で準備しているものを見直してきますけども、ちょっと体裁のところでは何か確認といいますかまず耐震計算の結果を今一覧表という形でまとめております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:48	こういうこととあと
0:53:50	対象となる設備の仕様とか図面とかいうのを、は本文の資料表図面の表を委譲するという形で基本方針書のほうにも表載せているんですけども。
0:54:07	今のところは
0:54:09	別々の表になってるっていうんですかね、使用図面の表と耐震計算の結果の表っていうのが別々になっておりまして先ほど
0:54:20	一つの表になってるのは望ましいというコメントでしたけれども、ちょっとそこは今別の表ですんで、検討いたします。説明をして必ずしも一つの指標というのに対応がわかれば
0:54:36	別々に書いてはい別々の表になってもいいというのを結構ですので、わから一対一で対応できるように作っていただければと思います。はい。
0:54:47	あと今地盤、地盤の設計についてはですね、建物の耐震設計の中で、同じと方針書の中で説明しておって、さらにですね、
0:55:03	建物構築物等の設備機器の今基本方針書っていうのは
0:55:10	立てつけとしては同じ基本方針書の中の一生に小みみたいな感じで書いておりまして、他社さんが別々になっているっていうのは認識はしていたんですけども、今のヨシムラさんのコメントは。
0:55:26	別々にしたほうがいいということですかねあの確認なんですけども。
0:55:33	やはりヨシムラです。
0:55:38	なんて言うんですかね工程でこ出てくるような形になると非常にこちらとしても見づらいところがありますので、
0:55:46	全く別冊でも、例えばバーの位置とか他の 2 てもいいんですけど。
0:55:53	形としては、分けていただいたほうが、我々としても審査しやすいということがあります。できればそういう形をお願いできればと思います。
0:56:08	JFjイソベです Shortいたしましたではそこは少し見直していきたいと思えます。あと材料の京王玄海の明記とかですねコメントいただくことについては承知いたしましたあの
0:56:22	よく見て準備をしていきたいと思えます。以上です。
0:56:39	規制庁ノムラです。3 年ほど前まで御社の審査に加わっていたんですが、また再び加わることになりました。私から 1 点だけなんですけど、ヨシムラが言ったように計算書の詳細は求めないということなんですけど、
0:56:56	例えばFEMを使った解析ですねNASTRANとかですね、Abaqusとかわかんないですけど、そういうものがある場合はですね、
0:57:05	比較的複雑なモデルを用いた場合はですね、従前のようにですね詳細の情報を求めることがありますのであらかじめ御留意ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	これは、MNFでは同じようなものがあったと思いますので、参考になると思います。以上です。
0:57:25	GNFjイソベです。よろしくお願いいたします。承知いたしました。で、
0:57:31	今回は出ますか当社はFEMみたいな、複雑な計算コードが用いてございませんが他社さんで用いてるのも見ておりますので、参考にしていきたいと思います。以上です。
0:57:49	規制庁座です。後ですねこの後アリタの方から
0:57:56	一つの説明や建物構築物だとか設備機器の中で、今回見るもので先送りしてしなければいけないものっていうところの取り扱いについてちょっと若干説明させていただきたいと思います。アリタさんの方からよろしいでしょうか。
0:58:14	はい、どうぞ。
0:58:19	よろしいですか。
0:58:22	はいお願いします。
0:58:24	規制庁氷と私の方からも益甲子園にあたって、一部施設の建物は理解を分けて申請しているの他事業者、それを
0:58:39	自由保証更新をせんとします。
0:58:42	トン見落としは三菱のそこに申請書で、
0:58:54	もう一つのレイワ2年7月30日について協議して、
0:59:00	いえ、対応事実工認申請低く、
0:59:03	39ページが、上記評価っていう設備よくなります。
0:59:09	メイフレームの一部の機能の機能性能については、次回に向けまして、次の新設をします。
0:59:18	それについてはレイワさない2月4日付の耐力時スポーツ。
0:59:24	そのの
0:59:25	いえ。
0:59:28	188ページになります。
0:59:31	今これらは、もしくはホームページに川白する見込まれていただければいいんですけど。
0:59:40	投機的延びるとそのオフ後日当人の方ほうに主要行に注書きレイワの機能性能劣化から事故は事故以降申請っていう注書きがありまして、
0:59:53	具体的に言うと例えばインターロック行くと。
0:59:57	何かそういうインターロックを作動する。
1:00:01	横読み取る検出タンとあとそれに伴って、
1:00:05	ベントそういった作動たというあと間に制御棒を主にこの三つを切断するけど、この三つがないと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	申請している機能性ノムラ勢力かっていうのが審査できないということで、三菱の場合は今言った蒸発器の場合は、一部のインターロックについて御自主に作動等が1個が出てこないっていうまして、
1:00:35	そういう設備については
1:00:39	後日工認でまず
1:00:41	うちのインターロックとかも関係ある設計を全部移設開店して月のうち、
1:00:49	そのインターロックの機能性能については作動単価がないんだそうてないということで、次回以降、集中するということで抽出して、60のほうでは同じ仕様そのままコピーして持ってきて、
1:01:04	その下位はどこが抵抗が申請している。
1:01:08	わからないので、そこ河川が大きくなりまして、
1:01:13	研修会はみ出す瞬間
1:01:16	そういった形で一つの設備だから、
1:01:22	ここ数回はきつい報告申請設計によっては下層階に分けて記述するものは、それについては、
1:01:30	資料の中で、
1:01:32	そこはもして
1:01:36	今家族或いは同法の申請が分かれてるのかというのが何か明確化するように記載しておりますけども、この記載になっていただければと思います。
1:01:58	JNFLイソベでございます。申し上げますさせて今例示していただいた6時の申請書をつくって断何日受理のやつだったかというのをもう一度整形の連合本部に2月4日、2月4日、はい。
1:02:17	ありがとうございます。
1:02:20	先行の例を見てですね、書きぶりについては見ていきたいと思います。以上です。要は最初の申請でも必要なものも全部書いちゃって、一部その恐れのあることは
1:02:36	今回は4月っていうものが、
1:02:39	IT
1:02:40	それからシートです。
1:02:43	はい。
1:02:45	そういうところがございまして、先行例を確認していきたいと思います。以上です。
1:02:56	はい。
1:03:00	規制庁ウツミですありがとうございますとほぼ
1:03:05	とりあえず、規制庁側からは特にはないすかね。大丈夫ですかね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:11	規制庁側から伝え申し伝えることは、とりあえず一通り申し上げましたけども、前から事業者の方からございますでしょうか。なければ終わると思います。
1:03:23	JNFLイソベでございます。
1:03:26	ありがとうございました今のところ特にこの場で追加でお伺いしたいことはございません。以上です。
1:03:35	規制庁ウツミです。了解です。それではこれもちまして本日の行政相談を終了させていただきます。ありがとうございました。
1:03:44	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。